

令和7年4月25日

起業者  
東京都中央区銀座6-15-1  
電源開発送変電ネットワーク株式会社

## 特別高圧送電線新赤城線保全事業の事業認定告示について

当社が施行する特別高圧送電線新赤城線保全事業について、令和7年4月24日付け関東地方整備局告示第153号をもって、土地収用法の規定に基づく事業の認定の告示がありましたので、同法第28条の2の規定により、下記の事項をお知らせします。

### 記

#### 1. 事業の認定の告示があった土地（起業地）

##### イ) 収用の部分

なし

##### ロ) 使用の部分

群馬県みどり市大間々町上神梅地内及び同市大間々町下神梅地内  
並びに群馬県桐生市新里町高泉字東本漆地内

起業地を表示する図面は次の場所において縦覧が可能です。

[縦覧場所] 群馬県桐生市役所新里支所及びみどり市役所

#### 2. 土地価格の固定について

起業地については、事業の告示があった日をもって土地価格が固定されることとなります。

#### 3. 関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があった日以降に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

#### 4. 損失補償の制限

事業の認定の告示があった日以降に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等をするときは、あらかじめ群馬県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

#### 5. 裁決申請の請求について

裁決申請は起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関

係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

6. 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。

この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

7. 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が直接群馬県収用委員会あてにすることができます。

8. パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載していますので、必要な方は平日午前9時から午後5時までに次のお問い合わせ先にご連絡いただければお渡しいたします。

9. お問い合わせ先

川越送変電統括事業所 送電グループ

埼玉県川越市むさし野37番地1

電話 049-242-6677

以 上